

男性の育児休業促進 や 就業規則の改正

に向けて課題を抱える事業主の方へ

長崎県

育児休業取得促進

アドバイザーを派遣します！



育児・介護休業法が改正され、「産後パパ育休の創設」や「雇用環境の整備」「社内研修会等の開催」が**事業主の義務**となりました

派遣先	県内の事業所など
派遣・相談料	無 料
派遣回数等	1回あたり2時間程度（最大3回まで）
申込期限	令和6年1月31日（水）
相談内容	<ul style="list-style-type: none">・育児休業を取得しやすい職場環境の整備・育児休業に関する各種助成金の申請・育児・介護休業法の改正に対する対応 など

【このようにお考えの際はぜひご活用ください】

育児・介護休業規程の改正をしたいけど何から始めればいいのかわからない
育児休業に関する社内研修会を実施したい
雇用環境を整備して誰もが働きやすい職場づくりを实践したい

申込から派遣までの流れ

裏面の派遣申込書を
郵送またはFAXで
県へ提出

審査
派遣決定

アドバイザーを派遣し
育児休業等に関する支援を実施

【お問合せ先】

長崎県産業労働部雇用労働政策課 労政福祉班

長崎市尾上町3番1号 電話：095-895-2714 FAX：095-895-2582

長崎県 育児休業取得促進アドバイザー派遣

検索



長崎県育児休業取得促進アドバイザー派遣申込書

令和 年 月 日

長崎県産業労働部
雇用労働政策課長 様

長崎県育児休業取得促進アドバイザーの派遣を、下記により申し込みます。

記

企業名				
代表者名				
住所	〒			
業種	従業員数 (うちパート タイム労働者 数)	男	人 (人)	
担当者氏名		女	人 (人)	
電話番号		計	人 (人)	
派遣申込内容				
相談したい内容 (右の項目から該当するものをすべて○で囲んでください)	1 育児・介護休業規程に関すること(未作成・改正) 2 育児休業等に関する各種助成金に関すること 3 社内研修会等の実施に関すること 4 職場環境整備に関すること(Nびかの申請を含む)			
上記のうち、 相談したい内容を具体的に 記載してください				
派遣時の県担当者同席	可 ・ 不可			
顧問契約社労士の有無	有 ・ 無			

代表者名は、事業主又は支店長、営業所長等名等で記入してください。
訪問日については、日程調整させていただきます。
派遣申請内容は事前にアドバイザーに開示させていただきます。